

高松市地球にやさしいオフィス・店登録等基準

1 目的

循環型社会の形成推進のため、ごみの減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む市内の事業所又は店舗を、地球にやさしいオフィス又は地球にやさしい店として登録し、ごみ排出量等の削減を図る。

2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 地球にやさしいオフィス（以下「オフィス」という。） ごみの減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んでいる事業所で、別表第1に掲げる要件を満たし、第4項第1号の規定により、登録されたものをいう。

(2) 地球にやさしい店（以下「店」という。） ごみの減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んでいる店舗で、別表第2に掲げる要件を満たし、第4項第1号の規定により、登録されたものをいう。

3 登録申込

(1) オフィス又は店の登録を希望する事業者は、「高松市地球にやさしいオフィス登録申込書」（様式第1号、以下「申込書」という。）又は「高松市地球にやさしい店登録申込書」（様式第2号、以下「申込書」という。）を、高松市長あて提出するものとする。

(2) オフィス又は店の登録をした事業者は、氏名（法人にあつては、名称）、住所等に変更があつた場合には、「高松市地球にやさしいオフィス・店登録変更届出書」（様式第3号、以下「変更届出書」という。）を、速やかに、市長あて届け出るものとする。

4 オフィス又は店の登録

(1) 市長は、前項第1号の規定に基づく申込書の提出があつた場合には、その内容を審査し、登録することが適当と認められるものについて、オフィス又は店として登録する。

(2) 市長は、オフィス又は店として登録した場合は、事業者にオフィス

又は店である旨を証するステッカーを交付する。

5 オフィス又は店の協力

- (1) オフィス又は店に登録された事業者は、前項第2号のステッカーを事業所又は店舗に掲示するとともに、ごみの減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に努めるものとする。
- (2) オフィス又は店は、年度毎の取組状況について、「高松市地球にやさしいオフィス取組状況報告書」(様式第4号、以下「報告書」という。)又は「高松市地球にやさしい店取組状況報告書」(様式第5号、以下「報告書」という。)を、毎年4月末までに、市長に提出するものとする。
- (3) 市長は、オフィス又は店に対して、取組の実施及び変更届出書等の提出を求めることができるものとする。

6 登録の期間

第4項第1号による登録の期間は、4月1日から1年間とする。ただし、年度の途中で登録した場合は、その年度の末日までとする。

7 登録の更新

前項の期間を経過した後において、引き続き登録を希望する場合は、報告書に登録更新の旨を記入することによって登録を継続できるものとする。

8 登録の取消

- (1) 市長は、第5項第3号の求めに応じないオフィス又は店について、登録を取消することができる。
- (2) 市長は、前号のオフィスの登録取消を行った場合は、速やかに、その旨を当該事業者に対し通知するものとする。

9 登録の辞退

オフィス又は店の登録を辞退しようとするときは、「高松市地球にやさしいオフィス・店登録辞退届出書」(様式第6号)を、速やかに市長に届け出るものとする。

10 広報等

- (1) 市長は、オフィス又は店の取組を広く市民に公表するため、高松市のホームページで、登録オフィス名又は登録店名及び取り組み内容を公表する。

- (2) 登録オフィス又は登録店は、オフィス又は店の名称やごみ減量・資源化シンボルマーク及びシンボルキャラクターを広告などに使用することができる。

別表第1

| |
|---|
| <p>1 ごみの減量・資源化に関する取組として、次の各号に掲げる取組のいずれかを行っていること。</p> <p>(1) 古紙などの資源となるものの分別回収</p> <p>(2) 事務用紙などの紙使用量の抑制</p> <p>(3) 再生紙などのリサイクル品の利用促進</p> <p>(4) 従業員へのごみ減量・資源化啓発活動</p> |
| <p>2 温室効果ガス排出抑制に関する取組として、次の各号に掲げる取組のいずれかを行っていること。</p> <p>(1) 節電・節水に関する取組</p> <p>(2) 環境に配慮した運転の実施</p> <p>(3) 公共交通機関等の利用促進</p> <p>(4) 冷暖房の適切な温度設定の実施</p> <p>(5) 従業員への温室効果ガス排出抑制啓発活動</p> |

別表第2

| |
|---|
| <p>1 ごみの減量・資源化に関する取組として、次の各号に掲げる取組のいずれかを行っていること。</p> <p>(1) 買い物袋持参の推奨</p> <p>(2) 詰替品・リサイクル品等の環境保全型商品の販売</p> <p>(3) 簡易包装の推奨</p> <p>(4) 製品の修理・下取りの実施</p> <p>(5) 包装容器等の回収によるリサイクルの推進</p> <p>(6) チラシ・包装紙等への再生紙の使用</p> |
| <p>2 温室効果ガス排出抑制に関する取組として、次の各号に掲げる取組のい</p> |

ずれかを行っていること。

- (1) 節電・節水に関する取組
- (2) 環境に配慮した運転の実施
- (3) 公共交通機関等の利用促進
- (4) 冷暖房の適切な温度設定の実施
- (5) 従業員への温室効果ガス排出抑制啓発活動